平成２４年（フ）第１０７号
長崎県長崎市芒塚町758番地６、旧住所長崎県長崎市鍛冶屋町５番89号
債務者　内田　安則
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１２３号
長崎県長崎市宿町213番地　市営宿町アパート５棟202号、旧住所長崎県長崎市鶴の尾町14番19号
債務者　宮﨑　洋光
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
長崎県長崎市西山３丁目17番９号
債務者　田原みどり
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
鹿児島県鹿児島市小原町38番10号
債務者　西　　朋世
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第７７号
北海道苫小牧市川沿町５丁目12番26―102号
債務者　木綿　浄三
1　決定年月日時　平成24年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第３１３号
仙台市青葉区桜ケ丘３丁目６番７号
債務者　宇角真智子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
仙台市青葉区落合５丁目８番26号　ドエルⅠ―101、従前の住所仙台市太白区茂庭台４丁目３番３―1601号
債務者　伊藤　進一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１６７号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅602棟１―６号
債務者　蓑輪　勝博
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第６９号
茨城県古河市鴻巣800番地１　ルーラルフラワー尾花Ｃ棟103号、前住所茨城県古河市女沼811番地２
債務者　豊田　康夫
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７５号
茨城県結城郡八千代町大字大戸新田37番地46
債務者　酒井　優衣
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第８２号
茨城県古河市大和田968番地78
債務者　若林ひとみ（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９１号
茨城県桜川市真壁町古城30番地４
債務者　小倉　孝文
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９８号
茨城県筑西市五所宮385番地７雇用促進住宅２―208
債務者　大橋　千春（旧姓水越）
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第９９号
茨城県結城市大字大木2442番地１
債務者　竹本ますみ
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１０３号
茨城県常総市小保川1463番地２
債務者　足達千恵子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第１４４号
岐阜県各務原市緑苑東１丁目５番地　緑苑東20棟205
債務者　佐藤　英一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１６０号
岐阜市大洞西５番６―404号市営住宅大洞団地
債務者　加納　登子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月30日まで
岐阜地方裁判所